

OKINAWA

第30回 「警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法住民訴訟」について

会員 船尾 遼 (64期)

1 本来は基地軍縮の流れの中の 北部訓練場返還

1995年、沖縄県で小学生が米兵に暴行されるという非道な事件が起き、沖縄県民の怒りの声が満ち溢れた。沖縄県民の怒りは我慢の限界を超え、10万人を超える県民が集まる集会が開かれ、日米両政府はこの怒りの声を黙殺できなくなり、米軍基地縮小へと向けた検討を開始し、翌96年にSACO合意が取りまとめられた。

このSACO合意は外見上は沖縄県の米軍基地縮小をうたっているものの、全く逆の内容を持つひどいものだった。辺野古新基地建設もこれに基づいているが、沖縄県の北部に広がる米軍基地、北部訓練場の一部返還もこのSACO合意によって定められたものである。SACO合意では、北部訓練場7513ヘクタールのうち、3987ヘクタールを返還するかわりに、残余部分にヘリパッドを建設するという合意がなされている。

沖縄県の県北の広大な敷地を占める北部訓練場の半分が返還されること自体は歓迎すべきことであるが、米軍海兵隊によって公開された資料には、使い勝手の悪い北部訓練場の北半分を返還し、東村高江の集落を囲むようにヘリパッドを建設することに狙いがあることが赤裸々に記載されている。

米軍基地返還にかこつけた、沖縄県民への負担を強いるきわめて不当な合意だったのである。

2 住民の非暴力による抵抗

沖縄県では、戦後、米軍に銃剣とブルドーザーによって無理やり土地を接収され追い出され、その跡地を基地にされるなどの信じがたいような人権侵害が行われてきた。これに沖縄県民が抵抗し、基地返還のための唯一の手段は座り込み、交渉などによる非

暴力の抵抗であった。

高江の村落は人口140名あまりの本当に小さな田舎村である。那覇等県南の沖縄県民に高江といっても場所がちょっとわからないという者も多い。高江の村落はやんばるの森と言われるジャングルの中にある。やんばるの森は別名ブロッコリーの森といわれ、ヤンバルクイナやノグチゲラなどの貴重な生物が息する沖縄の緑の水がめである。住民たちもパイナップル農家などが多く、牧歌的な生活を送っていた。

高江の住民たちが、村を囲むようにヘリパッドが建設され昼夜を問わず離発着訓練が行われるおそれがあり、しかも離発着予定の機体はオスプレイであるとの情報を聞き、これに抵抗しようと立ち上がったことは当然のことである。

しかしながら、高江では沖縄県でも類を見ないほどの穏やかな抵抗が行われた。

工事車両が来れば交渉して帰ってもらう、沖縄防衛局に申し入れをして、離発着する機体の種類だけでも教えてほしいとだけ交渉する、言葉による暴力も決して行わない、座り込みの間も村民たちで食事をしたり子どもたちとフラダンス教室を開くなどきわめて牧歌的な抵抗が行われていたのである。訪れる旅人たちにはこの座り込み運動のファンも多い。

3 国による嫌がらせ訴訟

しかし、このような運動さえも国は許さず、座り込みテントに遊びに来ていた9歳の女の子さえ債務者として国は妨害排除の仮処分を申し立てた。これは最終的には一部テントなどの撤去を認めない結果となったが、住民たちを委縮させるには十分な成果を上げた。それでもなお、住民たちは非暴力による抵抗を継続していた。

4 突然の暴挙，全国の機動隊による 違法行為と工事の強行

2016年7月11日未明，参議院選挙で時の政権の島尻沖縄担当相が10万票差で落選した翌日に突如全国から機動隊が集められ，ヘリパッド工事が強行されようとしていた。あまりに露骨な工事の強行は住民たちにとっても寝耳に水であったが，全国から集められた機動隊員は1000名ともいわれ，140名の住民らでは抵抗は難しかった。この情報を受けて，沖縄県や全国から支援者が駆け付け，座り込みなどの抵抗を行った。

機動隊は，違法な車両検問，ビデオ撮影（那覇地裁平成29年10月19日判決で確定）や根拠が曖昧な有形力の行使，根拠のない車両・テントの撤去，マスコミ記者の拘束などを行った。機動隊による土人発言も当時大きく報道された。

抵抗むなしく2016年末，ヘリパッドは完成してしまい，住民らは危惧していた昼夜を問わないオスプレイの騒音被害に悩まされることになった。また，2017年10月11日，米軍ヘリCH53Eが高江の村落内の牧草地に墜落炎上するなどの被害も受けている。

5 違法行為に公金を支出することは 許されるか（住民訴訟の提起）

このような状況を受けて，東京都民の税金が高江で違法行為を行った機動隊員に対する特殊勤務手当として支払われることはおかしいのではないかという運動が都内で広がった。100名以上の市民有志が住民監査請求を行い，2016年7月19日から同年12月20日まで，沖縄県国頭郡東村高江へ機動隊約140名の派遣に伴う公金の支出は違法であるとして，当時の警視総監らに対して，支出分の損害賠償請求を

せよとの住民訴訟を提訴したのである。当職はかかる弁護団の一員である。

第一審では，①派遣の必要性があったのか，②機動隊の行った具体的な行為自体の違法性（引っこ抜き・不当逮捕・特に車とテントの撤去），③ヘリパッド完成によって住民が被る具体的な不利益や高江地域に与える重大な影響等が主要な争点となった。

東京都は，機動隊の違法行為が機動隊の派遣決定自体に影響を与えないとして職務行為の違法性についてさえまともに認否を行わなかった。

裁判所は沖縄県警警備部長，警備課長等の敵性証人の申請を認め，また，原告側が申請した証人のほとんどを採用した。そして，判決では，車とテントの撤去について，「警察官の職務行為が適正に行われていたと言い難く，車両及びテントの…撤去行為については看過しがたい疑問が残るものといわざるを得ない」として事実上違法を認定したが，「沖縄県公安委員会及びその管理下にある沖縄県警察において適正な警察活動を期待できないことが明白であるというような例外的な事情の存在が証明されたということとはできない」として原告らを敗訴とした。

6 控訴審の動向

控訴審では，東京都側で機動隊派遣を決定した警備部長の尋問を求め，「適正な警察活動を期待できないことが明白であるというような例外的な事情」を立証しようとしているが，先日これが採用された。警察による違法行為が野放しになされないように，沖縄県外での違法な警察活動の抑止のためにも，そして，本土の負担を一身に負う沖縄県民と都民が連帯するためにも，真相究明のための裁判は今後も続いていく。